

障がい者の利用に係る公共施設の 使用料の減免について

障害者手帳をお持ちの方や、障がい者団体が公共施設を使用する場合、4月から使用料が減免されます。

■**対象**／身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
障がい者団体

■**減免内容**／障がい者及び介護者のみで使用する場合…免除
障がい者団体が使用する場合…半額

※団体で減免を受ける場合はあらかじめ登録する必要がありますので、減免の申請方法については、各公共施設にお問い合わせください。

■**対象施設**／中央公民館、B & G海洋センター、総合公園、記念公園など。

■**その他**／施設により減免の対象が異なります。

保健センターのお知らせ

問合せ／保健センター ☎992-3100(予防接種専用)

4月1日から定期予防接種の法律が 改正されました

予防接種は、種類ごとに対象年齢や接種回数が定められています。

母子健康手帳を確認し、対象年齢の範囲内に受けられるように計画を立て、接種もれがないようにしましょう。

■**ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンの予防接種が定期の予防接種となりました**

▶ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン

対象者 生後2カ月～5歳未満のお子さん

▶子宮頸がん予防ワクチン

対象者 平成9年4月2日生～平成13年4月1日生

(小学6年生相当の女子で接種を希望される場合は保健センターへ)

■**BCGが1歳未満まで接種できるようになりました**

■**平成7年4月2日から平成7年5月31日生まれの方の日本脳炎予防接種が定期の予防接種となりました**

■**定期の予防接種の長期疾患特例について**

長期にわたる療養が必要な重い病気(先天性免疫不全症や白血病、慢性腎不全など)で、定期の予防接種を対象年齢の間に受けられなかった方が、病気が治るなどして接種が可能になってから2年以内に受けた場合には、特例的に定期の予防接種として取り扱うことになりました。詳しくは保健センターへ。

まちづくり整備課のお知らせ

問合せ／まつぶし緑の丘公園管理センター
☎991-1211

まつぶし緑の丘公園で鯉のぼりが泳ぎます

毎年恒例となったまつぶし緑の丘公園の鯉のぼりが、今年も青空を泳ぎます。皆さんぜひ、遊びに来てください。

■**開催期間**／4月17日(水)～5月8日(水)

まつぶし緑の丘公園からのお願い

ご家庭で不要になった鯉のぼりを譲ってください。

まつぶし緑の丘公園で泳いでいる鯉のぼりは、皆さまから譲っていただいた鯉のぼりです。皆さまのご協力をお願いします。

■**大きさ**／長さ3m以下

■**募集期間**／随時

■**持参場所**／まつぶし緑の丘公園又はまちづくり整備課

